

## 第2編 基本構想

第1章 山ノ内町の将来像

第2章 まちづくりの基本目標

第3章 将来フレーム

第4章 土地利用構想

第5章 施策の大綱

## 第1章 山ノ内町の将来像

第5次山ノ内町総合計画では、町民が生活しやすく、地域や人々がふれあい、助け合うまちづくりに取り組み、豊かな自然環境や歴史ある文化を大切にしていくなかで、住んでいる人や訪れる人も、みんなが笑顔で元気を養える、そんな温もりのある郷土づくりを理想として「住む人、訪れる人に温もりのある郷土」を目指してきました。

また、町民や地域と行政が自主性と独自性を発揮し、社会の潮流の中で共に成長しながら、人々がにぎわい、自立した温もりのある郷土を次世代へ“つなげる”ため、「人と自然を育み、次世代へつなげる温もりのあるまち」を目指す将来像として取り組んできました。

第6次山ノ内町総合計画では、「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土<sup>まち</sup>」を将来像に掲げ、その実現に向けた取り組みを進めます。

### 未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土<sup>まち</sup>

山ノ内町は、恵まれた豊かな大自然と、その恩恵を受けて「観光と農業」「生命と暮らし」をテーマ<sup>\*</sup>に発展してきました。自然豊かな郷土は、先人たちが守り、育て、伝えてきたかけがえのない財産であり、次世代に引き継いでいくことで、郷土に自信と誇りを持ち、一人ひとりが夢と希望をもって未来に羽ばたく礎となります。

我が郷土<sup>まち</sup>の観光や農業の振興、生命と暮らしを守り、にぎわいの創出に向けて、新しい発想で取り組む原動力が大切です。

21世紀は「平和と環境の時代」であり、何にも増して、健康は<sup>ひとびと</sup>町民や郷土<sup>まち</sup>づくりにとって「幸福の基礎」であります。

未来に羽ばたく子どもたちへ“夢と希望のある郷土<sup>まち</sup>”を育むため、町民や企業、行政が互いに絆を大切に、地域の自主性と自立性、独自性を発揮しながら、新しい郷土愛・魅力あふれる“健康な郷土<sup>まち</sup>”の更なる創造を目指します。

## 第2章 まちづくりの基本目標

町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土<sup>まち</sup>」の実現に向けて取り組む、まちづくりの基本目標（まちづくりの5本の柱）を次のとおり定めます。

### 基本目標 1

ひとつがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土<sup>まち</sup>  
（産業・交流・移住定住）

### 基本目標 2

いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土<sup>まち</sup>  
（保健・医療・福祉）

### 基本目標 3

未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土<sup>まち</sup>  
（教育・文化・スポーツ）

### 基本目標 4

自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土<sup>まち</sup>  
（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

### 基本目標 5

みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土<sup>まち</sup>  
（協働・行財政・人権）

人口減少・少子高齢化対策

## 第3章 将来フレーム

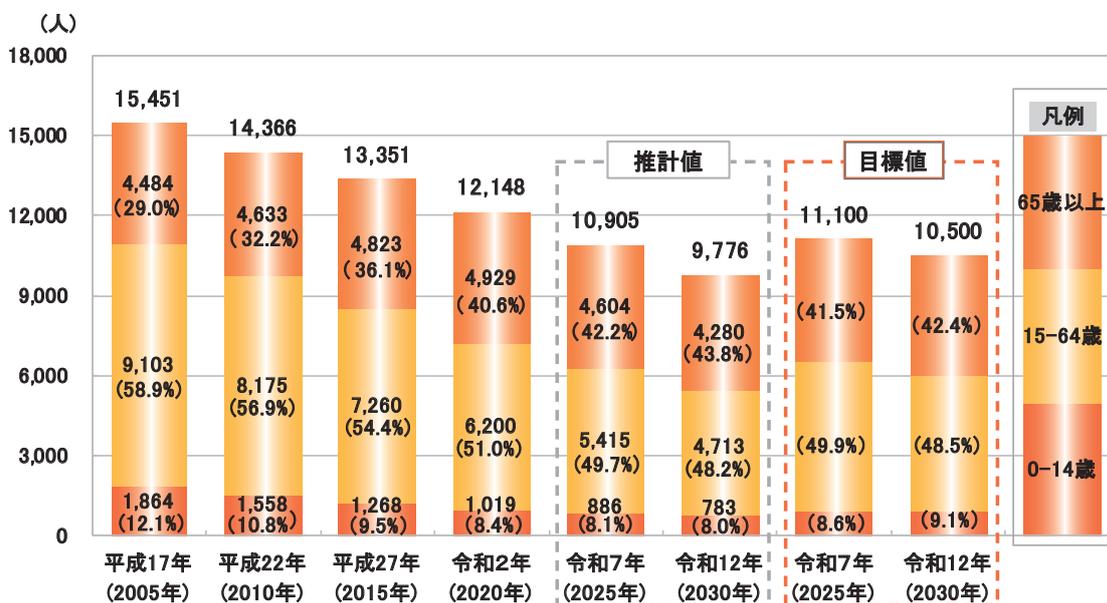
国は人口減少に対応するため「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に閣議決定しました。山ノ内町はこれらに基づき、「山ノ内町人口ビジョン」（以下、人口ビジョン）及び「山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）を平成27年度に策定し、人口減少対策に取り組みました。

しかし、更に加速する東京一極集中と人口減少に歯止めをかけるため、国は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を令和元年に閣議決定しました。

これに合わせて、本町も人口ビジョン及び総合戦略の第2期改定を実施することとし、令和2年4月現在のデータに基づき、改めて将来人口について長期的な推計・検討を行いました。

その結果、令和12年の人口推計値(国立社会保障・人口問題研究所\*の推計モデルで推計)は9,776人となる見通しであることが算定されました。

この推定人口を参考に、目標年(令和12年)の人口を、人口ビジョンで設定した数値10,500人と設定します。



資料：平成17年から令和2年は住民基本台帳人口（※平成27年、令和2年は外国人を含む）  
 令和7年と令和12年は国立社会保障・人口問題研究所の推計（人口ビジョン パターン1）  
 目標値は第2期山ノ内町人口ビジョンによる推計（人口ビジョン パターン5）

## 第4章 土地利用構想

### 第1節 土地利用の基本理念

土地は将来につながる資源であるとともに、町民の生活及び生産活動の共通の基盤であり、さらに、本町の恵まれた自然は、町民共通の貴重な財産です。

このため、土地利用にあたっては町民の理解と協力を得ながら、豊かな自然環境や良好な景観の保全を基本としつつ、地域の自然的、社会的・経済的及び文化的特性に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と土地の特性に応じた発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うこととします。

### 第2節 土地利用の現況と課題

- 本町の豊かな自然環境は、町の基幹産業を支える重要な基盤となっています。農業は、恵まれた栽培環境の中で高品質な農産物が生産され、市場価格の高値安定や新規就農者が安定的に確保されている一方で、農業従事者の高齢化や少子化が進む中で、耕作放棄地が増加するとともに、良好な田園の景観の維持が困難になっています。また、観光業においては、国内外から年間450万人が来訪する国内有数の観光地ではありますが、旅行形態の変化による町内消費の低下とともに空き店舗等が増えつつあり、土地の再活用を進める必要があります。
- 本町の土地利用区分は森林や原野が89%を占め、農地や宅地等に利用している面積はわずか5.4%程度です。温泉街を中心に住宅地や商業地等が混在・密集し、それが本町特有の景観を形成しているという価値もありますが、道路の拡幅や公園等の設置など、都市基盤や防災の面では合理的に土地を利用していく必要があります。
- 高速道路網や新幹線網などの高速交通基盤を十分に活かすとともに、快適で利便性の高い町民生活や産業の振興など、地域の発展を下支えするための土地利用や、本町の特徴である豊かな自然と共生するための土地利用など、その指針を明確化し、機能的な土地利用を誘導することが重要な課題となっています。

### 第3節 土地利用の基本方針

本町は、スノーリゾートや避暑、温泉などを活かした観光業、高品質な農産物を生産する農業など、豊かな自然から多くの恵みを受けた産業を基盤として発展しており、今後もこれら自然環境との共生なくして、町の発展はありません。これら自然環境は人為的に維持管理されてはじめて保全が可能であり、本町の特徴であるユネスコエコパーク\*の理念に基づき、かけがえのない自然の保全と利活用を図ります。

一方、人口減少と少子高齢化が喫緊の課題である現在、町の持続的な発展とコミュニティ\*の維持とを図るためには、安全・安心・快適に本町で暮らすことができる定住環境が不可欠です。

このため土地利用については、本町の豊かな自然環境や良好な景観の保全、暮らしやすい居住環境の形成を基本とし、災害に強いまちづくりに配慮しながら総合的な施策の推進を図ります。

#### ■自然環境の保全

本町の豊かな自然は貴重な財産であることから、適正な保全と利活用を図ります。

特に、農用地や森林等の自然的土地利用については、自然の循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動やうるおいのある生活環境維持の役割を認識し、耕作放棄地などの適正な管理を促進するとともに、農用地や森林形成に欠かせないエリアについては利用形態の適正化に向けて調整します。

また、農用地や山林などの土地利用の転換については、復元が困難であることや生態系などの自然環境に及ぼす影響を考慮し、計画的かつ慎重に行うこととします。

#### ■快適な生活環境の形成

道路や下水道等の都市施設の整備が進み住環境の整備は整いつつありますが、一方で人口減少と少子高齢化が進行し、地域経済の縮小やコミュニティの維持が大きな課題となっています。

このため、町中心部や郊外集落地の生活基盤や、福祉、商業等の機能を維持するとともに、低・未利用地や空き家（店舗）等の有効利用の促進などに取り組み、生活環境の改善を図ります。

また、公共交通の維持・確保と町内外の交通ネットワークの形成により、生活圏の維持と持続可能な生活環境づくりや土地利用の効率化を図ります。

#### ■安全・安心に暮らせる環境の確保

自然的な土地利用においては、環境負荷の低減や水環境の改善等の観点から、森林が持つ国土保全機能の向上、水資源の保全・循環を図るとともに、治山・治水、砂防等の防災・減災対策を進めることにより、町の安全性を総合的に高めます。

また、都市的な土地利用においては、道路や公園などのオープンスペースの確保や建物の耐震化を図るなど、都市の防災機能の向上を図ります。

## 第5章 施策の大綱

### 第1節 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土(産業・交流・移住定住)



#### まちづくりの方向性

本町の恵まれた自然環境を先人たちがどのように守り、基幹産業である観光・農業にどのように活用してきたかを学び、理解することで、郷土の真の価値を打ち出した地域ブランド力の強化に努め、様々な地域資源＝魅力を有機的に結びつけることで未来につながる産業の活性化を目指します。

また、「働き方改革」の推進により今後様々な働き方に対する考えが進む中で、恵まれた郷土の地域資源を生かした働き場の提案により、移住定住者の獲得を目指すとともに、友好都市・協定都市との関係を更に深化させることにより、交流人口\*や関係人口\*の増加を目指します。

#### 基本施策

##### 1 ひとつながり観光の郷土づくり

旅行者のニーズが多様化する中、様々な旅行スタイルに対応するため、地域や観光資源の魅力が郷土に暮らすひとや歴史と関連付けることにより、地域のブランド力の強化に努めます。

また、テクノロジーの発展に伴う旅行形態の多様化への対応が求められている中、ICT\*の活用により、地域の情報を旅行者にタイムリーにつなぐ環境整備に努めます。

観光の活性化を図るうえでは、ユネスコエコパーク\*として守りながら活用する自然、歴史の中で連綿と続く資源の保全、清流に育まれた旬の食材など、訪れたひとが安心して楽しむ、観光に携わるひとが働きがいのある観光地の実現に向けて、基盤づくりと魅力発信を進めます。

##### 2 ひとつながり産業の郷土づくり

清流に育まれた農産物とそれに携わるひとと生活に焦点をあて、伝統やストーリー性のある特徴的な地域ブランド力の強化を図り、東京圏等の大消費圏に向けて情報発信を強化するとともに、旅行者を中心とした消費者ニーズに対応し、生業となる儲かる産業の創出に向けて生産基盤の整備と経営体制の充実を進めます。

また、情緒豊かな温泉街の街並みや伝統文化の保全を図りつつ、観光商業空間の再生に向けて温泉街や商店街、関係機関と連携し、空き店舗の利活用支援や新たな就業場所の提供に向け、店舗の再生やサテライトオフィス\*の誘致に取り組みます。

そして、気候変動や「新しい生活様式\*」に対応するため、金融支援制度の拡充や異業種連携による雇用確保などひとつながり産業振興を進めます。

### 3 ひとをつなげる交流の郷土づくり

高速交通網やICTの発達により、都市間や国内外間の距離はますます縮まっており、ひと・もの・情報の交流は地域経済の活性化や人材育成、文化の発展等に大きく寄与することから、地域資源を活かした活動に取り組みます。

本町と提携する国内外の友好都市に対し、行政及び民間レベルでの観光・農業・スポーツ・教育・文化などの幅広い交流を推進することにより、相互に有益となる交流人口\*の増加に努めます。

U I J\*ターンなど移住定住促進に関しては、SNS\*や東京圏等の大都市圏でのPR活動などを通じ情報の発信を強化し、希望者に対して求める住居や職場などを提示できるよう、受入体制基盤の整備を進めます。

また、町外の人材が本町の課題解決や活性化事業等に継続的に関わる機会を作り、多様な移住に至るプロセスの中で、本町に何が必要なのか特定するとともに、移住希望者に対して魅力あるまちを目指します。

さらに、移住には至らないが本町に興味・関心があり多様に関わる者に対しても、より関心・関与を深めてもらう取り組みを強化し、関係人口の増加に努めます。



## 第2節 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土(保健・医療・福祉)



### 郷土づくりの方向性

誰もが心身ともに健康であることが元気につながり、子どもから高齢者まですべての人、お互いが支え助け合える地域共生社会を目指すとともに、町民誰もが住み慣れた地域の中で夢と希望をもって暮らすことができるよう保健・医療・福祉の充実に努めます。

### 基本施策

#### 1 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり

結婚を望む男女の希望を叶えるため、相談体制整備や婚活イベントの実施など、出会いの場の創出に向けて支援体制の充実に取り組みます。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目ない支援の充実と地域社会で支える環境づくりに取り組みます。

特に幼児期は人間としての健全な発達や生活習慣を習得するための大切な時期であることから、家庭と地域、保育園や小学校が連携し、すくすくと育つ子どもたちとそれを支える家庭への支援の充実に取り組みます。

さらに、本町の恵まれた大自然の中で、充実した支援を受けて子育てできることを最大の魅力と捉え、移住希望者に対してもPRします。

#### 2 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

健康づくりに対する意識の啓発と知識の普及を進めるとともに、健診（検診）受診率の向上及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等の推進を図り、生活習慣病の予防・重症化予防、認知症・フレイル\*予防など保健活動の充実に努め、町民の健康長寿を支援します。

また、地域医療体制の確保や広域医療機関との連携強化に努め、救急医療体制を維持し、誰もが安心して必要な医療を受けられる環境を目指します。

#### 3 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

少子高齢化が進み、現役世代の減少が進む中、地域包括ケアシステムを推進し、町民・関係団体・行政が連携してお互いに支え合い、福祉意識の高揚を図るとともに、地域共生社会の実現を目指します。

高齢者が地域の中で役割と生きがいをもって、健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防を推進するとともに、多様なニーズに対応した介護サービスの提供と整備を図ります。また、就労の機会を拡大し、住み慣れた地域社会でいきいきと活躍し続けることができるよう高齢者福祉の充実に努めます。

障がい者が地域の一員としての自立した生活や社会参加への途切れのない支援をしていく中、地域でその人らしくいきいきと安心して暮らせる郷土づくりを推進し、障がい者福祉の充実に努めます。

### 第3節 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土(教育・文化・スポーツ)



#### まちづくりの方向性

SDGs\*の基本理念に基づき、次世代を担う子どもたちの一人ひとりに応じた学びと成長を促し、だれもが平等に質の高い教育を受けられる環境づくりを目指します。

また生涯を通じ、いくつになっても誰もが自由に学び、生きがいのある生活を送ることができる生涯学習環境の向上に努めます。

グローバル化\*、多様化する社会の中にあっても先人たちが培ってきた地域の文化を尊重し、その価値を理解し、自信と誇りをもつことが重要です。これからも大切に保全し、次世代へ継承するための環境づくりを進めます。

#### 基本施策

##### 1 健やかで未来につながる人を育む

情報化やグローバル化、少子高齢化が急速に進む社会において、多様な社会の変化に自ら対応できる「生きる力」を育むことが重要です。そのためには知識・技能の習得や、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力などの伸長、そして自ら学ぼうとする意欲と態度の育成を重視し、国際感覚をもった人づくりを目指します。

また、本町の豊かな自然環境や歴史・文化などに根差したESD\*の更なる推進により、未来につながる郷土づくりの担い手を育みます。

##### 2 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

健康寿命\*が延伸する社会の中で、町民一人ひとりが豊かな心を育み、様々な学びを楽しみ、共に学び、その成果を自らの暮らしに生かすことのできる生涯学習の環境づくりを進めます。

誰もがスポーツ活動に参加できる環境整備とスポーツを通じた交流の機会を提供するとともに、スキー競技の選手育成強化や競技大会の開催支援、生涯スポーツ活動の支援を図ります。

##### 3 未来につながる文化に親しむ

本町の豊かな自然・歴史・文化の中で、郷土への誇りと愛着を育み、伝統と芸術文化の価値を学び親しむ機会の提供により町民意識の向上を図ります。

さらに、先人たちから受け継いだかけがえのない文化遺産を、次世代へ継承するための環境づくりを進めます。

## 第4節 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土<sup>まち</sup> (都市基盤・自然環境・生活環境・防災)



### 郷土<sup>まち</sup>づくりの方向性

緑豊かな自然と美しい景観を生かし、誇りをもって住み、来訪者を迎え、人と自然が共生する夢と希望のある環境づくりを目指します。

さらに地球温暖化\*対策に伴う循環型社会\*への転換や環境に対する町民の意識を高めるとともに、自然災害や犯罪等の社会不安から町民の生命・財産を守り、町民協働による安全で安心な住みよい環境の構築を目指します。

### 基本施策

#### 1 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土<sup>まち</sup>をつくる

本町の豊かな自然と調和した土地利用を進めるとともに、住んでいる人や本町への移住希望者が快適に暮らせる住宅や上下水道などの住環境整備、風土を生かした魅力ある市街地形成のため、都市計画区域の用途地域や農業振興地域の見直しを進め、適正な土地利用の推進や地域基盤の整備に努めます。

近隣市町村を結ぶ国道・県道の幹線道路や、町民生活を支える生活道路の改良など実施するにあたり、災害に強い公共土木施設の整備を進めるとともに、長寿命化を進めライフサイクルコスト\*の低減に努めます。

また、運転免許を持たない町民の移動手段として欠くことのできない地域公共交通網の維持や確保に努めるとともに利用促進を進めます。

#### 2 自然と人が調和する持続可能な郷土<sup>まち</sup>をつくる

自然と人の共生を目指すユネスコエコパーク\*は、SDGs\*の達成に貢献するモデル地域として国際的に位置づけられています。

その立場や理念に沿って、町民や地域が理解を深め、様々な関係者・団体等と連携しながら、本町の貴重な財産である豊かな生態系と生物多様性、美しい景観を保全し、受け継がれた自然や遺産に学ぶとともに、その恵みを活かして文化的、社会・経済的に持続可能で国際貢献するまちを目指します。また、国内及び国際ネットワークの一員として、国内外での多様な連携、様々な協力活動も積極的に推進します。

さらに、循環型社会の実現のため、町民が自らの日常生活や事業活動に伴い廃棄物等を発生させていることを認識し、それぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、広報や環境学習を通じ、廃棄物の減量化とリユース・リデュース・リサイクル\*への取り組みを継続します。また、環境を保全するための省エネルギーや地域資源を活用した新エネルギー\*の導入など環境にやさしい取り組みを進めるとともに、地域ぐるみの不法投棄等監視体制の強化と環境美化意識の醸成に努めるなど、自然と共生した住みよい郷土<sup>まち</sup>づくりを推進します。

### 3 人とのつながりで希望ある安心な郷土をつくる

交通事故や犯罪などに対する不安のない生活を確保するため、交通事故防止啓発、防犯パトロールを中心とした犯罪被害防止啓発、消費者被害やトラブルから、町民自らが身を守れるよう情報提供や意識啓発など、必要な活動を継続的に進め、隣近所の声かけなど人とのつながりを大切に、安心して生活できる郷土づくりを推進します。

### 4 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる

町民や旅行者など、本町にいるすべての人の生命財産を守るため、想定されるあらゆる災害に対し、町民と行政が一丸となって対応できる体制の充実強化を進めます。

近年の異常気象によるゲリラ豪雨や災害の甚大化など、過去に経験したことのない災害も懸念され、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の安全確保、災害の種類や危険度に応じた避難行動や避難場所・避難所の選択、伝達手段の確立など、様々な面で町民相互の協力体制の見直しを進めます。さらに、地域内のみならず、地域間、市町村間、行政と民間企業との連携など、より広域にわたる相互応援体制の強化を推進します。

また、一人でも多くの町民や旅行者に対し、災害情報を提供し共有することが重要であるため、正確な情報を迅速に収集・提供するとともに、情報手段の多様化・多重化を図ります。



## 第5節 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土(協働・行財政・人権)



### 郷土づくりの方向性

少子高齢化が進み人口の減少も進む中、豊かな自然環境を活かし「夢と希望のある健康な郷土」を町民と行政が一体となって作り上げるため、協働の郷土づくりを進めるとともに、町民一人ひとりが郷土づくりに関心を持ち積極的に参加できる仕組みづくりを推進します。

また、人口減少や医療・介護負担の増大などによる財政状況の悪化が見込まれることから、社会システムの効率化や公共施設等の長期的視野に基づく再編成を進め、健全な財政運営に努めます。

広報などを通じ情報の公開を行い、開かれた行政運営に努めるとともに、行政サービスの向上や行政改革の推進、市町村の枠組みを越えた広域的連携を行い、健全で持続可能な行政運営を目指します。

### 基本施策

#### 1 みんなが活躍する協働の郷土づくり

町民との協働は「郷土づくり」には欠くことのできないものであり、これからも安心して暮らせる持続可能な地域社会を形成するために地域のコミュニティ\*は今後更に重要な要素となります。

町民一人ひとりがお互いの役割や責務などを理解し、力をあわせて地域の課題解決に取り組める体制の構築と、町民や地域の主体的な活動支援を継続します。

#### 2 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり

少子高齢化社会が進行する中、情報通信技術の著しい発展と普及は、まちづくりにおいても様々な面で活用が期待されています。地域の経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す研究（Society5.0\*社会の実現）を進め、町民の利便性向上とともに簡素で効率的な郷土づくりや行政経営に努めます。

また、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに合った行政組織・機構のあり方を常に検討し、より効果的な行政運営に努めます。

さらに、限られた経営資源（人材・財源）の中で地方分権社会に対応していくため、事務事業の見直しやICT\*を活用し業務の標準化・効率化に努めるとともに、アウトソーシング\*や公共施設などの最適な規模での維持・更新・複合化を計画的に推進し、課税対象者の的確な把握や収納率の向上、町有財産の有効活用など自主財源の確保に努めながら、持続可能な行財政運営を進めます。

### 3 人と人が尊重し合う絆の郷土をつくる<sup>まち</sup>

「人権の視点」に立った町政と教育・啓発、交流の推進により、偏見や差別の抑止・解消を推進するとともに、一人ひとりの人権を擁護するための相談・支援体制を整備します。

また、行政、教育、地域、企業等のあらゆる場における人権施策の推進を図るとともに、情報化の進展や価値観の多様化などの社会情勢の変化を加味した様々な人権課題別施策の推進により、町民一人ひとりが人権問題を「自分のこと」として捉え解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違い認め合うことのできる共生社会の実現を目指します。